

## 宅地内での漏水による料金の減額制度について

宇治市では、宅地内での漏水があった場合に、一定の要件の範囲内であれば、料金を減額できる制度を設けております。

### 料金の減額対象となる主な要件

次のすべての要件を満たしている場合のみ対象となります。

- ・埋設された給水管などからの漏水であること。
- ・善良な管理義務を果たされていること。
- ・漏水時の水道使用量が、前年同期または修理後より 1.2 倍以上にあがっていること。
- ・修理後 1 年以内に申請をされていること。

### 申請手続きの流れ

- ① 宇治市指定給水装置工事事業者等に、調査、修理を依頼。(お客様のご負担となります)
  - ② 修理後、修理した業者から「**漏水修理証明書**」を交付してもらう。
  - ③ 「**料金等減額申請書**」に必要事項を記入し、「**漏水修理証明書**」を添えて申請。
- ※必要書類は営業課の窓口に備えてあるほか、ホームページにも掲載しています。

### 申請後の流れ

- ④ 申請受理後、漏水の影響のない検針結果を確認します。(最長で 4 ヶ月後になります)
- ⑤ 審査の結果と、減額決定の場合は、減じる額や、還付方法などを通知します。

### 減額できる範囲

- ・修理日以前の 1 年間で、漏水により水量が増加した期の内、最大 2 期分(4 ヶ月分)。

ただし、修理完了以前にも、指定給水装置工事事業者等が調査したが漏水箇所を特定できなかった等の場合においては、上記必要書類に加えて、その調査についての修理証明書を提出することにより最大 4 期分 (8 ヶ月分)。

- ・漏水により増加したと思われる水量の内、50%(下水道は 100%)に相当する料金。

※漏水により増加した水道料金、下水道使用料のみが対象となります。修理費用やその他の費用については、お客様のご負担となります。

### 次のような場合は、減額できません

- ・蛇口、トイレ、風呂、給湯器、太陽光熱温水器等の設備の不良による漏水。
- ・露出している給水管(給湯器への接続部等)からの漏水。
- ・給水装置が善良な管理下におかれていない場合。
- ・修理後 1 年以上経過した場合。
- ・漏水による水量の増加が、1.2 倍未満の場合。

問い合わせ

宇治市上下水道部営業課

電話 0774-20-8775